

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

平成12年4月に創設された介護保険制度は、高齢化の進展にともなう要介護高齢者の増加や、核家族化の進行や世帯規模の縮小など、それまで要介護者を支えてきた家族の状況に変化がみえはじめた中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして開始されました。

その介護保険制度も平成22年に10年を迎え、その間、ホームヘルパーや通所の介護事業など、在宅サービスを中心に制度展開してきており、高齢者の安心を支える仕組みとして広く定着しました。平成18年4月からは、これまでの居宅介護サービス及び施設サービスに加え、地域密着型サービスが整備され、府中市においても、認知症対応型グループホームの整備など計画的に誘導しています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定の趣旨としては、第5次府中市総合計画後期基本計画の基本目標である「安心していきいきと暮せるまちづくり」を計画の理念に位置づけ、高齢化が急速に進行する中、高齢者を取り巻くさまざまな課題を的確に捉え、高齢者が安心して暮らせる社会を実現するため、介護保険制度の円滑な運営と高齢者保健福祉の各種施策を体系的に定めるものとしております。

今回の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）では、これまで府中市が進めてきた介護保険制度や高齢者保健福祉の施策の流れを踏まえながら、新たに求められている課題を取り入れ、長期的な視点として平成27年以降の府中市の高齢社会の姿も視野に入れて策定するものです。

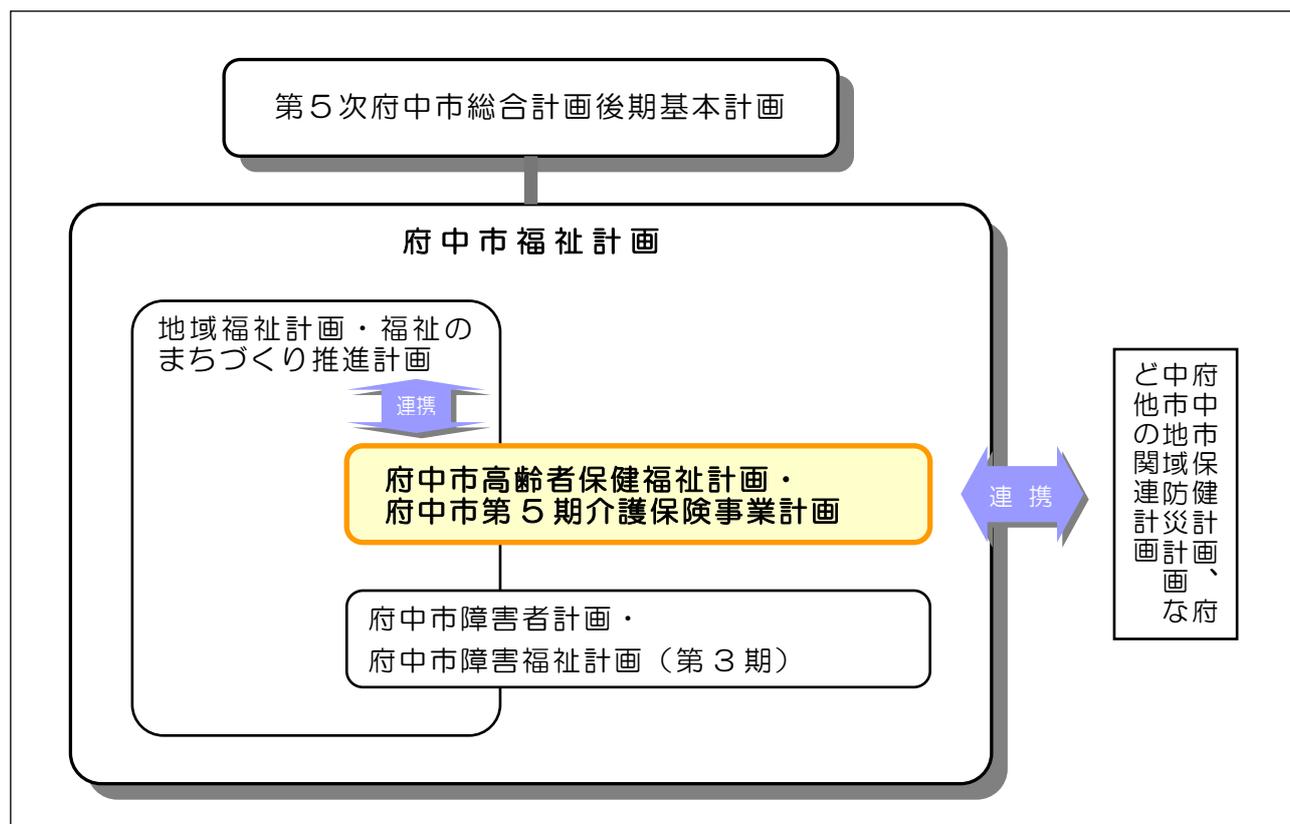
2 計画の位置づけと役割

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。府中市では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しました。

この計画は、府中市の総合的な計画である『第5次府中市総合計画後期基本計画』（計画期間：平成20年度～平成25年度）の高齢者保健福祉に関する部門別計画として位置づけられるとともに、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」をはじめ関連計画との整合性を確保し策定しています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を総合的・計画的に進めるための指針としての役割を果たすものですが、この高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画は、平成27年度から始まる新たなステージに向けて「つなぐ」役割も併せて担います。

■計画の位置づけ

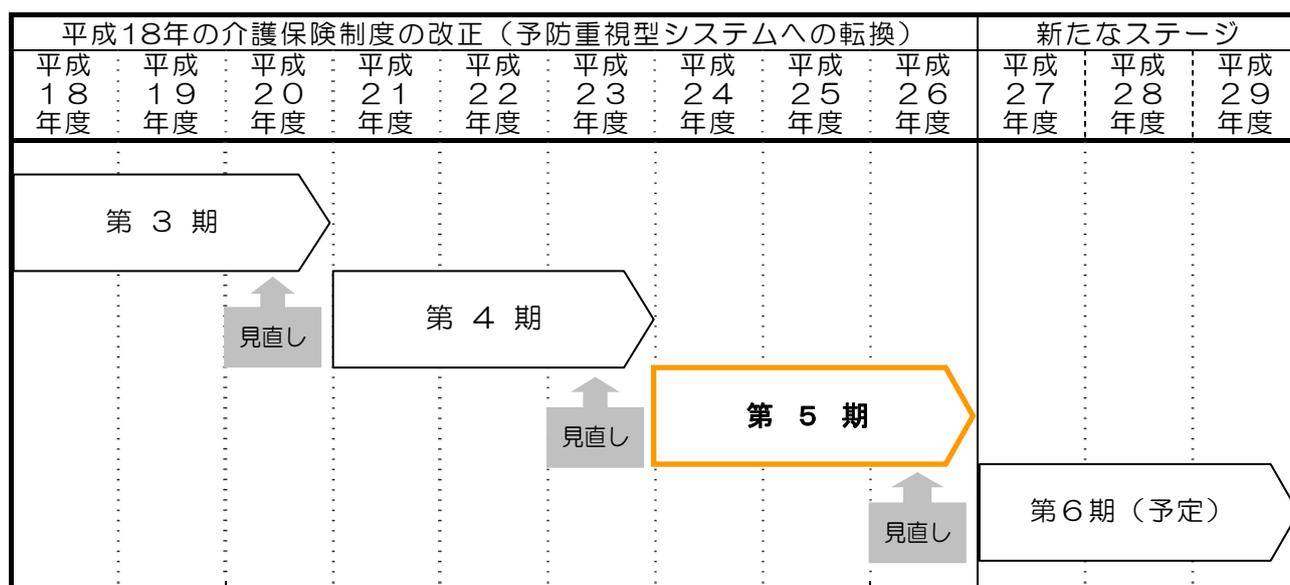


3 計画の期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3か年です。

計画の最終年度の平成26年度に見直しを行い、平成27年度を計画の始期とする第6期計画を策定する予定です。

■ 計画の期間



4 計画策定までの体制

（1）基礎調査の実施

計画の策定に先立ち、高齢者等の生活実態及び市内で介護保険サービスを提供している事業所や医療関係者の実態を把握し、計画に反映するために、12種類のアンケート調査を実施しました。

（2）市民等の意見反映

公募市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等から構成される「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会」における検討結果を踏まえ、計画を策定しています。また、パブリック・コメント手続きに基づき、計画の骨子の段階で市民

から意見を募集し、計画に反映させる予定です。